

(令和6年習志野市議会第4回定例会)

発議案第1号

習志野市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条第2項及び習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年12月24日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一 様

提出者	習志野市議会議員	宮 本 博 之
賛成者	習志野市議会議員	田 中 真太郎
〃	〃	布 施 孝 一
〃	〃	央 重 則
〃	〃	谷 岡 隆
〃	〃	木 村 孝
〃	〃	宮 内 一 夫
〃	〃	大 宮 こうた

習志野市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、習志野市議会議員（以下「議員」という。）が本市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における本市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

提案理由

本案は、地方自治法の一部改正により、議員個人による市に対する請負が可能となったことを受け、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、習志野市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定を行うものである。

(令和6年習志野市議会第4回定例会)

発議案第2号

国における有機フッ素化合物（PFAS）の規制、調査を求める意見書
について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年12月24日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一 様

提出者	習志野市議会議員	入 沢 としゆき
賛成者	習志野市議会議員	央 重 則
〃	〃	谷 岡 隆
〃	〃	木 村 孝
〃	〃	宮 内 一 夫
〃	〃	大 宮 こうた

国における有機フッ素化合物（P F A S）の規制、調査を求める意見書

有機フッ素化合物（以下「P F A S」という。）による高濃度の汚染が、米軍基地や自衛隊基地、関係工場、産業廃棄物処理場の周辺の河川・湧き水や土壌、飲用水から確認され、健康への影響が大きな問題となっている。医療機関や住民などが自主的に血液検査を行う事例や、住民の要求に応じて、自治体として血液検査を実施する自治体が現れている。

環境省、国土交通省両省は11月29日にP F A Sについて全国の水道事業者に要請した初めての実態調査の結果を公表した。過去に暫定目標値を超えた事業があったほか、今年度も愛知県、長崎県、北海道、兵庫県で暫定目標値の8割を超えた事業があるなど、各地の水道でP F A Sが検出されたことが明らかになった。

P F A Sは体内などへの残留性が高く、国際的にも発がん性などの健康影響が指摘され、欧米等では厳しい規制が行われている。E Uでは1万種類以上あると言われるP F A S全体を規制する動きが出ている。しかし、日本国内の規制は、P F A Sのうち、ストックホルム条約で製造・使用が禁止されているP F O SとP F O Aなど3種類のみで対応の遅れが際立っている。

水道の検査は水道法に基づき、事業者が任意で実施しているが、検査の暫定目標値は、P F O SとP F O Aの合計で水道1リットル当たり50ナノグラムとしており、米国の規制値より6倍ほど緩い値となっている。この国内の基準に対し、これでは健康が守れないと批判が高まっており、P F A S等に関する国際的水準の基準値を早急に定める必要がある。

よって、本市議会は政府に対し、下記事項の検討を強く求めるものである。

記

- 1 予防原則にのっとり、国際的水準に見合ったP F A S規制を検討すること。
- 2 地方自治体の実施する健康調査や土壌調査などP F A S対策に要する費用を国が負担すること。
- 3 P F A Sを製造、販売、使用している事業者に対し、P F A S等が適正に管理されているか、国が調査を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和6年習志野市議会第4回定例会)

発議案第3号

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年12月24日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一 様

提出者	習志野市議会議員	谷 岡 隆
賛成者	習志野市議会議員	央 重 則
〃	〃	木 村 孝
〃	〃	宮 内 一 夫
〃	〃	大 宮 こうた

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

本年10月、国連の女性差別撤廃委員会は、日本政府に対して、婚姻後の夫婦同姓が強制されている民法の規定を改正し、選択的夫婦別姓制度を導入することを求める勧告を行った。女性差別撤廃委員会による勧告は、平成15年、平成21年、平成28年に続いて4回目であり、前回に続いて取組状況を2年以内に報告するよう求める「フォローアップ項目」に指定している。

同月にNHKが実施した世論調査によると、選択的夫婦別姓制度の導入について、賛成が53%、反対が26%となっている。

また、本年6月には、一般社団法人日本経済団体連合会が、夫婦別姓を法的に認めない現行の制度は、女性の活躍が広がる中で、契約時や海外渡航時などの場面で不便や不利益が生ずるなどとして、選択的夫婦別姓制度導入等の早期実現を政府に求める提言をまとめるなど、経済界からも導入を求める声が高まっている。

平均初婚年齢が30歳前後の現代においては、男女とも生まれ持った氏名で信用・実績・資産を築いてから婚姻を迎えるケースが多いため、現在の民法では、改姓時に必要な事務手続に手間や費用がかかる。戸籍姓でキャリア継続を望むゆえに事実婚を選ぶ夫婦も少なくない。望まぬ改姓を強いられたり、旧姓の通称使用による不利益・不都合を強いられたりすることもある。

選択的夫婦別姓制度の導入は、夫婦で同じ姓を名乗るという現在の制度に加えて、希望する夫婦が婚姻後にそれぞれの婚姻前の姓を名乗ることも認めるというものである。法的根拠のある生まれ持った氏名でキャリアを継続できることから、女性活躍の推進にも寄与すると考えられる。

よって、本市議会は政府に対し、選択的夫婦別姓制度の導入を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。